

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年11月8日

鳥取県公安委員会委員長 井手 添 正

鳥取県公安委員会規則第8号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（車両等の運転者の遵守事項）</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）積雪又は凍結の状態にある道路において自動車を運転するときは、<u>全車輪にスノータイヤ（接地面の突出部が50パーセント以上摩耗していないものに限る。）</u>を装着し、又は<u>駆動輪にタイヤチェーン</u>を取り付ける等自動車のすべり止めに効果のある措置を講ずること。</p> <p>（2）～（10） 略</p>	<p>（車両等の運転者の遵守事項）</p> <p>第9条の22 法第71条第6号の公安委員会が定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）積雪又は凍結している道路において自動車を運転するときは、<u>タイヤチェーン、スノータイヤ等</u>自動車のすべり止めに効果のある措置を講ずること。</p> <p>（2）～（10） 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。